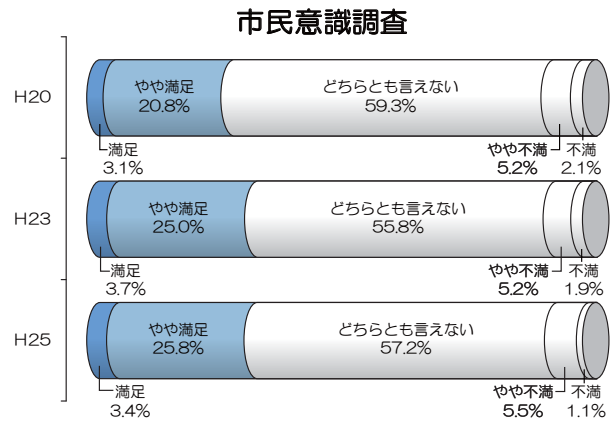


基本政策 1

政策 1 市民自治の実現

市民意識調査の分析

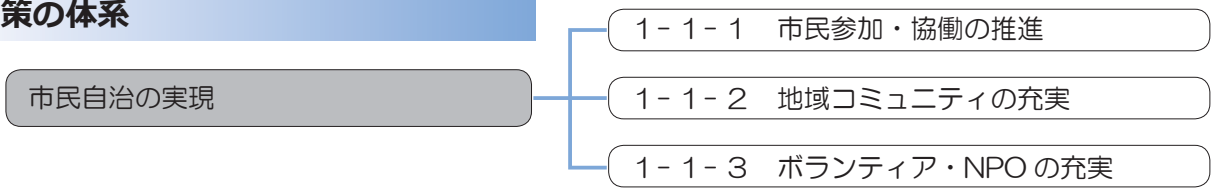
- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が4.8ポイント増加しました。市民協働に関する社会気運の高まりと共に、市民協働推進条例を施行（H21）、市民協働推進計画を策定（H22～H26）しました。県内他市に例のない市内5箇所に市民活動支援施設を設置・事業展開し、それらが定着してきたことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」に変化はありません。支所機能強化として地域活動支援事業を新たに実施（H23～）していますが、事業展開期にあり満足度の変化が現れるまでには至っていません。



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
市民参加・協働の推進	市民協働推進条例を施行（H21）、市民協働推進計画を策定（H22～H26）し、事業を進めたことが市民満足度の向上につながりました。	関係機関との十分な調整をもって、次期市民協働推進計画を策定し、これに基づく事業を実施する期間と位置付けます。
地域コミュニティの充実	町総代とのやりとりや、市民ホームの管理を通じて地域コミュニティの充実に取り組みました。支所機能強化として地域活動支援事業を新たに実施（H23～）していますが、事業展開期にあります。	前期の後半で着手した地域活動支援事業の定着をめざし、効果の発現を確認する期間と位置付けます。
ボランティア・NPOの充実	県内他市に例のない規模で市民活動支援施設の整備を行い、市民活動団体の育成に取り組んだ結果が市民満足度の向上につながりました。	前期で他市を大きく上回る行政サービス水準を整えたことから、これを活かして事業を継続する期間と位置付けます。

施策の体系



施策

1-1-1 市民参加・協働の推進（主担当：市民協働推進課）

〔個別計画〕市民協働推進計画

◎市民協働推進計画に基づき、市民協働を推進し、市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現します。

1-1-2 地域コミュニティの充実（主担当：市民協働推進課）

〔個別計画〕市民協働推進計画

◎まちづくりの中心的な協働相手となっている基礎的組織である町内会との協働関係の向上を図ります。

◎学区総代会や総代会連絡協議会への支援、地域コミュニティ施設の整備に取り組みます。

◎町総代の事務負担の軽減に取り組むとともに、地域自治拠点である支所の機能をさらに強化し、地域の課題解決のために地域コミュニティ組織が行う地域活動を支援します。

1-1-3 ボランティア・NPOの充実（主担当：文化活動推進課）

〔個別計画〕市民協働推進計画

◎ボランティア・NPOに資金、活動の場、情報などを提供し、多様な市民サービスが提供される豊かな市民社会の実現をめざします。

◎ボランティア・NPOを育てる中間支援組織を支援し、NPO活動の活性化を推進します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 市民参加・協働の推進	市民協働全事業数	82事業 (平成24年度)	110事業
(2) 地域コミュニティの充実	コミュニティ施設の年間利用者数	552,657人 (平成24年度)	600,000人
(3) ボランティア・NPOの充実	市登録の市民活動団体数	561団体 (平成26年)	600団体

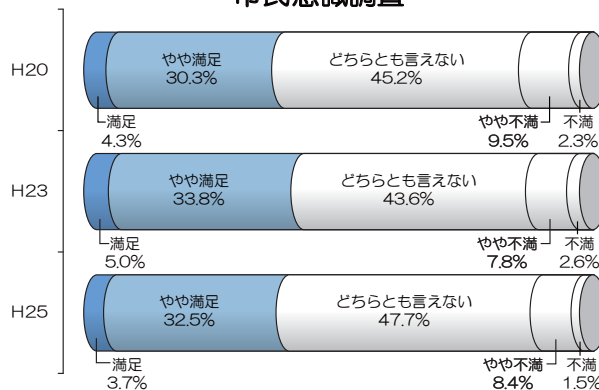
基本政策 1

政策 2 市民生活の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H25で「満足+やや満足」が1.6ポイント増加しました。（H20～H23：+4.2ポイント、H23～H25：-2.6ポイント）「りぶら国際交流センター（LICC）」の事業を定着させたことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。しかし、リーマン・ショック以降外国人市民数が減少し、市民の関心が薄らいだことが満足度減少要因の1つと考えられます。
- ◆ H20～H25で「不満+やや不満」が1.9ポイント減少しました。前述のLICC事業、DV対策基本計画策定などにより、不満の減少につながったと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
市民相談の充実	市民相談員による相談を充実しました。リーマン・ショック前は、きめ細かい外国人相談を実施したことが市民満足度増加につながりました。住宅宅地資金融資あっせん制度、生活資金等融資あっせん制度を廃止しました。	現在の取組みを継続しながら、外国人市民数の変化に注視する期間と位置付けます。
男女共同参画社会の推進	新ウィズプランおかげさき21（H23～H27）、DV ^{*1} 対策基本計画（H24～H27）を策定し、事業を進めたことが市民満足度の向上につながりました。	H28からの次期計画に向けて各計画の評価を行い、関係機関との十分な調整をもって、次期計画を策定し、これに基づく事業を実施する期間と位置付けます。
国際化・多文化共生の推進	りぶら国際交流センター（LICC）事業や国際交流協会事業の実施を通じて外国人市民、日本人市民の相互理解を深めたことが市民満足度の向上につながりました。また、多文化共生推進基本指針（H25～H32）を策定し、3年・3年・2年の各期間で実施計画を定め、計画・評価・進捗管理を行いました。	関係機関との十分な調整をもって、多文化共生推進基本指針の実実施計画を推進する期間と位置付けます。

*1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫（あるいは妻）や恋人など親密な関係にある、又はあった男性（あるいは女性）から女性（あるいは男性）に対して振るわれる暴力

施策の体系

市民生活の充実

1-2-1 市民相談の充実

1-2-2 男女共同参画社会の推進

1-2-3 国際化・多文化共生の推進

施策

1-2-1 市民相談の充実（主担当：市民協働推進課）

- ◎相談者の時間的・精神的な負担を軽減するとともに、相談の充実を図ります。
- ◎地域の人材による外国人市民の自立支援に取り組みます。

1-2-2 男女共同参画社会の推進（主担当：文化活動推進課）

[個別計画] 第3次男女共同参画基本計画、DV対策基本計画

- ◎第3次男女共同参画基本計画に基づき、男女が共にやりがいを持ちながら充実してあらゆる分野に取り組むことができる男女共同参画社会の実現を促進します。
- ◎DV対策基本計画で示す基本理念と基本目標の達成をめざし、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶を推進します。

1-2-3 国際化・多文化共生の推進（主担当：市民協働推進課）

[個別計画] 多文化共生推進基本指針

- ◎多文化共生推進基本指針に基づき、将来像として定めた基本理念である「互いの文化を認め合い、誰もが地域の一員として、ともに支えあう共生のまち 岡崎」をめざします。
- ◎市国際交流協会と連携し、国際交流事業への参加を促進し、市民の国際理解の増進を図ります。
- ◎「りぶら国際交流センター（LICC）」を、国際交流ボランティアの中心として日本人市民と外国人市民との交流や相互理解のための場所として活用します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 市民相談の充実	市民相談年間件数	15,288件 (平成24年度)	16,000件
(2) 男女共同参画社会の推進	女性委員などの登用率	23.4% (平成25年)	37.5%
(3) 国際化・多文化共生の推進	国際交流センター年間利用者数	10,154人 (平成24年度)	10,200人

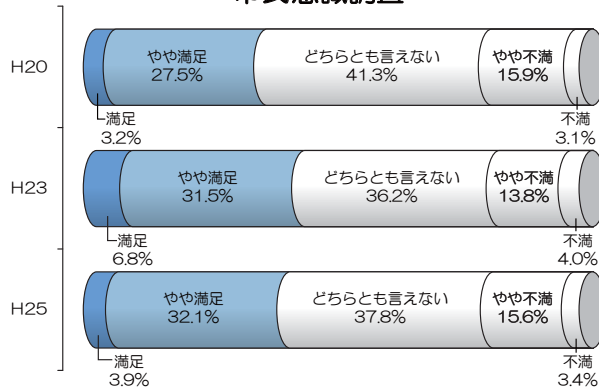
基本政策 1

政策 3 安全社会の構築

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が5.3ポイント増加しました。（H20～H23：+7.6ポイント、H23～H25：-2.3ポイント）前半は事故多発交差点のカラー舗装化や右折帯設置など、交通安全施策に積極的に取り組んだことが満足度増加要因の1つと考えられます。後半は市民意識調査回答期間中に矢作地区で連続放火事件があり、治安について市民の不安意識が高まったことが、満足度減少の要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
犯罪の無い社会の形成	犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例（H22）、暴力団排除条例（H24）を施行し、第3次防犯活動行動計画（H25～H27）に基づき、防犯事業を推進してきました。また、地域防犯活動の担い手であるボランティア組織の自立した運営に不安があります。	防犯活動行動計画に基づく事業を実施し、関係機関との十分な調整をもって、評価、計画の更新を進める期間と位置付けます。
交通安全の推進	交通安全計画に基づき、交通事故防止に取り組んできました。人身事故件数及び死傷者数は減少していますが、交通死亡事故者数は横ばいです。	交通安全計画に基づく事業を実施し、関係機関との十分な調整をもって、評価、計画の更新を進める期間と位置付けます。
消費生活の向上	消費者行政活性化基金事業を活用して、相談施設の整備や相談員のスキルアップ研修への参加、法律相談の導入などを進めてきました。また、増加する悪質商法などに対しては、国、県と連携をとって防止啓発などを実施しました。	国、県との連携をとって消費者安全法に基づき事業を推進する期間と位置付けます。

施策の体系

安全社会の構築

1-3-1 犯罪の無い社会の形成

1-3-2 交通安全の推進

1-3-3 消費生活の向上

施策

1-3-1 犯罪の無い社会の形成（主担当：安全安心課）

[個別計画] 防犯活動行動計画

- ◎防犯活動行動計画に基づき、「自分たちの安全は自分たちで守る」という地域防犯への機運を醸成することにより各地域で設立された自主防犯活動団体への活動支援を継続し、持続可能な地域ぐるみの防犯活動の実践を働きかけます。
- ◎防犯啓発や防犯情報の提供により、自主的な防犯知識の取得と防犯行動の実践を働きかけます。
- ◎地域に顕在化してきた老朽した空き家等を要因とする犯罪発生への不安については、犯罪を抑止する観点から「地域の目」としての役割を担う自主防犯活動団体によるパトロール活動の実践を働きかけます。
- ◎防犯灯の適正な配置や維持管理を行い、身近な防犯に対する環境づくりを進めます。

1-3-2 交通安全の推進（主担当：安全安心課）

[個別計画] 交通安全計画

- ◎交通安全計画に基づき、交通安全施設の整備・維持管理を行い、安全で安心して利用できる道路環境づくりを進めます。
- ◎事故が多発する道路の調査・分析を実施し、信号機の新設や食い違い交差の解消など道路改良を順次進めます。
- ◎交通安全キャンペーンを展開するとともに、高齢者や自転車利用者を対象に歩行環境シミュレータや自転車シミュレータを活用した体験型の交通安全教室を実施し、交通事故を撲滅、減少させます。

1-3-3 消費生活の向上（主担当：安全安心課）

- ◎消費者安全法などに基づき、国や県などの関係機関と連携して、悪質商法被害の防止啓発、消費者教育、消費生活相談を実施し、自ら被害の防止や複雑多様化する消費生活問題に対応できるよう消費者を育成します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 犯罪の無い社会の形成	刑法犯認知件数	3,273 件 (平成 25 年)	3,000 件
(2) 交通安全の推進	交通安全活動への市民参加年間人数	45,773 人 (平成 25 年)	46,000 人
(3) 消費生活の向上	消費生活相談処理率	99.54% (平成 24 年度)	100%

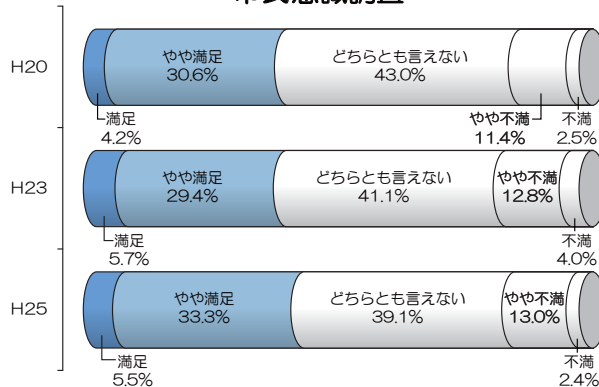
基本政策 1

政策 4 防災体制の充実

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が4.0ポイント増加しました。（H20～H23：+0.3ポイント、H23～H25：+3.7ポイント）平成20年8月末豪雨を経て、これまで以上に雨水災害への対策を実施し、地震への備えとして緊急地震速報の活用や耐震政策を進めたことが満足度増加要因の1つと考えられます。地震対策については、東日本大震災の発生（H23.3）により南海トラフ地震への被害想定が見直されたことから、市民意識調査の結果にかかわらず特に重点化して進める必要があります。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
防災対策の推進	地域防災計画を策定、改定し、防災ラジオなど情報伝達手段の充実、防災備蓄倉庫の整備、防災マップの作成を通じた防災意識啓発などを一体的に実施したことが、市民満足度の向上につながりました。	南海トラフ地震の被害想定を反映した新たな地域防災計画に基づく事業を実施し、その評価を踏まえて関係機関と十分な調整をもって計画の更新を進める期間と位置付けます。
都市整備における防災対策	平成20年8月末豪雨を機に緊急浸水対策として、伊賀川や占部川、下水道雨水幹線など、一定のインフラ整備を実施しました。これらの効果を検証し、総合的な浸水対策を進める時期にきています。	未改修河川や下水道雨水幹線など、標準的な整備水準による治水対策の推進に加え、緊急的に行われた雨水インフラ整備の効果を踏まえた超過降雨への対応を関係機関と十分な調整をもって総合雨水対策計画で定め、積極的な水害対策事業を進める期間と位置付けます。
消防体制の充実	救急救命士養成や消防団運営、消防車両整備や消防無線の整備など、円滑な消防活動に必要な事業を進めました。	消防体制の充実に向けて事業を進める期間と位置付けます。また、県道48号線の拡幅が検討されていることから東消防署南分署移転の必要性を含め、消防体制を充実させ強化を図ります。

施策の体系

防災体制の充実

1-4-1 防災対策の推進

1-4-2 都市整備における防災対策

1-4-3 消防体制の充実

施策

1-4-1 防災対策の推進（主担当：防災危機管理課）

[個別計画] 地域防災計画

- ◎南海トラフ地震による被害想定を反映した新たな地域防災計画に基づき、地域の防災力向上を推進します。
- ◎女性や高齢者、障がい者などに配慮した備蓄品の整備など、避難者が安心して過ごせる避難所づくりのための整備を進めます。
- ◎防災講習会、防災出前講座の開催、町内会への防災マップ作成支援などの、自主防災組織や災害ボランティア団体の活動支援を拡充することで「自助」「共助」の一層の強化を進めます。
- ◎地域防災の推進に向け、資機材等の整備に対する補助金制度の充実と地域の防災拠点の整備を進めます。

1-4-2 都市整備における防災対策（主担当：防災危機管理課・河川課）

[個別計画] 地域防災計画、総合雨水対策計画、建築物耐震改修促進計画

- ◎災害に強い都市づくりをめざし、今後は局地的な集中豪雨への対応を含めた総合雨水対策計画や関係計画との連携により、乙川や上地新川などの河川改修及び下水道（雨水）整備を進めるとともに、市民及び事業者との協働による、総合的・複合的な水害対策を推進します。
- ◎住宅の耐震化や緊急輸送道路網の整備など、都市整備における地震、風水害に対する防災対策を推進し、災害時の被害を最小限にする取組みを進めます。

1-4-3 消防体制の充実（主担当：消防本部）

- ◎消防職員の職務遂行に必要な知識の習得、技術の錬磨を図るため、消防学校などの各種研修機関に派遣し、専門的知識や技術を習得した消防隊員を養成します。
- ◎地域住民の安全確保のために消防団活動に精励している消防団員の適切な処遇の改善に努めるとともに、消防団装備の改善を図ります。
- ◎市民の安全・安心を守る新たな防災拠点施設として、消防署の整備を進めます。
- ◎消防施設の更新計画に基づき、人的・物的な被害を最小限に抑止する消防設備・施設の整備を進めます。
- ◎災害弱者が多数入居する福祉施設を始め、ホテルや旅館、大型店舗、危険物施設及び共同住宅などの防火対象物への立入検査を強化し、大規模火災の発生を抑止します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 防災対策の推進	町による防災マップ作成率	58% (平成 25 年度末)	90%
(2) 都市整備における防災対策	床上浸水被害の解消	総合雨水対策計画策定中	床上浸水被害の軽減
(3) 消防体制の充実	出火年間件数	150 件 (平成 25 年)	150 件